

2025年(1月～12月)における医科点数表第2章第10部手術の通則  
の5(歯科点数表第2章第9部手術の通則4を含む。)及び6に掲げる手術

#### 区分1に分類される手術

頭蓋内腫瘍摘出術等	0
黄斑下手術等	0
鼓室形成手術等	0
肺悪性腫瘍手術等	0
経皮的カテーテル心筋焼灼術	0

#### 区分2に分類される手術

靭帯断裂形成手術等	0
水頭症手術等	0
鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0
尿道形成手術等	0
角膜移植術	0
肝切除術等	0
子宮附属器悪性腫瘍手術等	0

#### 区分3に分類される手術

上顎骨形成術等	0
上顎骨悪性腫瘍手術等	0
バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	0
母指化手術等	0
内反足手術等	0
食道切除再建術等	0
同種死体腎移植術等	0

#### 区分4に分類される手術

76
----

#### その他の区分に分類される手術

人工関節置換術	0
乳児外科施設基準対象手術	0
ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	1
冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないものを含む。)及び体外循環を要する手術	0
経皮的冠動脈形成術、 経皮的冠動脈粥腫切除術及び 経皮的冠動脈ステント留置術	0